三十九の二　第四条第一項第二十六号の二の火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器

四十　第四条第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車

四十一　第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配

2　製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

一　［略］

二　第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離

三　第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔

三十九の二　火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器の容量を、測定器具を用いた測定により検査し、かつ、容器の材質を、目視等により検査する。

四十　危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視等及び図面等により検査する。

四十一　火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の状況を、目視等又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。

一　［略］

二　不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

三　不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。なお、不発弾等解撤工室を互いに連接している場合であつて、既定の距離を確保できないものについては、当該工室の構造等を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

三十九の二　第四条第一項第二十六号の二の火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器

四十　第四条第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車

四十一　第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配

2　製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

一　［略］

二　第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離

三　第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔

三十九の二　火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器の容量を、測定器具を用いた測定により検査し、かつ、容器の材質を、目視等により検査する。

四十　危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視等及び図面等により検査する。

四十一　火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の状況を、目視等又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。

一　［略］

二　不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

三　不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。なお、不発弾等解撤工室を互いに連接している場合であつて、既定の距離を確保できないものについては、当該工室の構造等を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

三十九の二　第四条第一項第二十六号の二の火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器

四十　第四条第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車

四十一　第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配

2　製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

一　［略］

二　第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離

三　第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔

三十九の二　火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器の容量を、測定器具を用いた測定により検査し、かつ、容器の材質を、目視により検査する。

四十　危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視及び図面等により検査する。

四十一　火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の状況を、目視又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。

一　［略］

二　不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

三　不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。なお、不発弾等解撤工室を互いに連接している場合であつて、既定の距離を確保できないものについては、当該工室の構造等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。